# 海外渡航を伴う結婚式参加を目的とした年休の時季指定に対する時季変更権の適法性 (京王プラザホテル札幌事件)

【文 献 種 別】 判決/札幌高等裁判所

【裁判年月日】 令和6年9月13日

【事件番号】 令和6年(ネ)第8号

【事 件 名】 損害賠償請求控訴事件

【裁 判 結 果】 原判決変更

【参照法令】 労働基準法39条5項

【掲 載 誌】 判例集未登載

◆ LEX/DB 文献番号 25621082

九州国際大学助教 阿部理香

## 事実の概要

1 X(一審原告・控訴人)は、札幌市内でホテルを運営するY(一審被告・被控訴人)に勤務していた者であり、令和2年3月当時、宿泊部部長の役職にあった。

2 Xは、令和元年10月頃、Yの総支配人Dに対し、令和2年3月21日に行われるXの娘の結婚式に出席するため、同月18日から同月25日まで年次有給休暇を取得することを述べ、Dはこれを了承した。

北海道では、新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、令和2年2月28日、道独自の緊急事態宣言を発表した。また、3月中旬頃になると、札幌市内の病院や商業施設における新型コロナウイルスに関する発表が連日なされるようになり、感染者が出た場合、感染者情報として当人の業務や行動歴等が発表され、消毒作業のために閉館時間を繰り上げたり、臨時休業の発表等がなされていた。

Yは、令和2年2月25日、新型コロナウイルス対策に関する会議を開催し、Xは会議終了後、Yの代表取締役Bに対し、ハワイで挙げる娘の結婚式に出席するため、3月18日から同月25日まで年休を取得することを伝えたところ、Bは「話は聞いているので行ってこい」などと述べた。

ところがBは、Xの渡航前日である3月17日、 Xに対し、ハワイ渡航は翌月だと勘違いしていたとして、常務取締役Cおよび取締役管理部長Eとともに、Xのハワイ渡航について協議した。Bらは、宿泊部部長であるXが感染リスクの高いアメ リカ合衆国へ渡航して感染したとなれば、Yとしても公表せざるを得ず、社名と共に大々的に報道され、また消毒等のためにホテル営業の停止も余儀なくされ、Yの社会的評価と営業活動に深刻なダメージを与えること、営業停止の場合にはイレギュラーな対応業務が多数発生してその実務指揮に当たる宿泊部部長の不在により業務運営が混乱すると考え、全員一致でXのハワイ渡航を認めない決断をし、時季変更権を行使した。Xが「これはお願いなのですか、それとも命令なのですか」と尋ねたところ、Bは「社長命令だ」と答えた。なお、Xに関するキャンセル料は発生していない。Yは同月26日、私用による海外渡航を当面の間全地域で禁止することなどを通達した。

3 Xは、当該時季変更権の行使は、時季変更 事由であるYの「事業の正常な運営を妨げる場合」 (労基法 39条5条但書) に当たらないから違法で あり、違法な時季変更権の行使により精神的苦痛 を被ったなどと主張して、Yに対し、労働契約上 の債務不履行又は不法行為に基づき、慰謝料 300 万円および弁護士費用相当損害金 30 万円の合計 額 330 万円並びにこれに対する遅延損害金の支 払を求めて訴えを提起した。

原審(札幌地判令5・12・12 労判 1311 号 26 頁) がXの請求を棄却したため、これを不服としてX が控訴したのが本件である。争点は、本件時季変 更権の行使の違法性およびXの損害額である。

#### 判決の要旨

1 (1) 新型コロナウイルス感染症が拡大傾

向にあった2020年1月ないし3月当時の北海道 においては、「人生における重要なイベントであっ ても中止や自粛をすることが感染拡大を防止する ために必要であると社会的に受け止められる状況 にあ」り、令和2年「2月ないし3月当時に海外 渡航を通じて感染する現実的危険性があると評価 することは何ら不合理なものではなかった」。そ して、宿泊部部長の立場にあるXがハワイに渡航 し感染した事実は、「当時の通常人を基準とした 社会的な受け止め方を前提とするならば、……Y に対する社会的評価の低下は、Yの事業継続に影 響しかねないものであったといえる。」「以上によ れば、Xが……ハワイで挙行される娘の結婚式に 参加するため不可避に伴う海外渡航によってX自 身が新型コロナウイルスに感染する危険性が高ま ることは、Yの事業運営を妨げる客観的事情であ ると認められ、また、Xがこの時期に海外渡航を して感染すること自体が問題となるため、代替勤 務者を配置するなどの通常の配慮によって事業運 営上の支障を回避することもできないことから、 本件期間に有給休暇を与えることはYの『事業の 正常な運営を妨げる場合』に該当するといわざる を得ない。|

(2) 「確かに、年次有給休暇の利用目的は労基 法の関知しないところであり、……当該利用目的 を考慮して年次有給休暇を与えないことは許され ないものと解され」、「事業の正常な運営を妨げる 場合に当たるか否かは、利用目的の評価を交える ことなく、客観的に事業運営の阻害状況が発生す るおそれがあるか否かによって判断されるべきで ある。」「しかしながら、本件においては、……年 次有給休暇の利用目的自体が問題視されたもので はなく、〔それに不可避に伴う海外渡航によって〕X 自身が新型コロナウイルスに感染する危険性が高 まることがYの事業運営を妨げる客観的事情とし て認められるのであり、年次有給休暇の利用目的 に係る評価とは無関係である。また、海外渡航を 年次有給休暇の利用目的の一部と捉えるとして も、本件で考慮されたのは海外渡航の主観的評価 とは無関係な、その実施時期と感染リスクの増大 という客観的事情であり、これらを考慮して事業 の正常な運営を妨げる場合に当たるか否かを判断 したからといって、直ちに労基法の趣旨に反して 利用目的自体を考慮した時季変更権の行使である ということはできない。|

(3) 「もっとも、使用者による時季変更権の行使は、……事業の正常な運営を妨げる場合に該当するか否かを判断するのに必要な合理的期間内にできるだけ速やかにされる必要があり、……不当に遅延した時季変更権の行使は、権利の濫用により違法であると解される。」

Yは、令和2年2月25日までに、Xの渡航予 定を把握しており、「Xが海外渡航を経て新型コ ロナウイルスに感染する現実的危険性及び感染し た場合の事業運営上の影響の重大性については、 道独自の緊急事態宣言が発表された2月末頃か、 いかに遅くとも3月14日までにはYにおいて認 識可能であった」。「指定した時季に休暇を取得す るXの期待が極めて大きく、仮に時季変更権を行 使するのであればできる限り速やかに行使する必 要があることはYにおいても明らかであった」。 「Yは、2月末頃ないし遅くとも3月14日までに、 Yの事業の正常な運営を妨げる場合に該当する旨 速やかに判断して時季変更権を行使することが可 能であったというべきであり、休暇開始日の前日 である3月17日に至って本件時季変更権を行使 したことは、合理的期間を経過した後にされたも のであって権利の濫用というほかなく、違法と認 められる。|

2 Yが「合理的期間を徒過して本件時季変更権を行使したことによる不法行為によって、Xには……精神的苦痛が生じたことが認められる。」「もっとも、事業の正常な運営を妨げる事由自体は認められ、仮にYが適法に時季変更権を行使していた場合、……〔娘の結婚式に〕Xが参加する機会を得られたことを認めるに足りる証拠はないことからすると、……その金額は30万円と認めるのが相当である」。「弁護士費用相当額は3万円の限度で認める。」

## 判例の解説

### 一 本判決の特徴

本判決は、ハワイで行われる娘の結婚式に出席することを目的になされた年休の時季指定に対し、新型コロナウイルスの感染リスクが高まることを理由になされた時季変更権の適法性が争われた事案の控訴審判決である<sup>1)</sup>。問題となった年休の時季指定は、新型コロナウイルス感染症が世界的に急拡大していた 2020 年 3 月になされたもの

で、当時、感染者は勤務先や属性等が連日報道され、当人の感染前の行動によっては社会的非難を 免れない状況であった。本件では、年休の利用目 的それ自体ではなく、それに伴う海外渡航を理由 に時季変更権が行使された点に事案としての特徴 がある。

本件時季変更権の行使については、本判決および原審ともに、海外渡航に伴う新型コロナウイルスの感染リスクおよび、それに対する社会的な信用失墜等は「事業の正常な運営を妨げる」と評価した。他方、時季変更権の利用目的の考慮については、原審が例外的に許容されるとしたのに対し、本判決は利用目的を考慮したものではないと判断し、評価を異にしている点が注目される。さらに本判決は、本件時季変更は「事業の正常な運営を妨げる」ため、時季変更権の行使要件を満たすものの、時季指定した日の前日に時季変更権を行使したことは合理的期間を超えたもので権利濫用に当たると結論づけている。

# 二 「事業の正常な運営を妨げる」客観的事情と 利用目的の考慮

1 年次有給休暇は、労働者の請求した時季に 付与されるのが原則であるが、労働者の指定した 時季に年休を与えることが事業の正常な運営を妨 げる場合には、使用者は時季変更権を行使し、他 の時季に付与することが認められている(労基法 39条5項)。「正常な運営を妨げる」とは、当該労 働者の労働が「事業」の運営にとって、不可欠で、 かつ代替要員の確保が困難なことをいう2)。また、 使用者は、労働者が時季指定する日に年休を取得 できるよう配慮する義務を負っており<sup>3)</sup>、「事業 の正常な運営を妨げる」場合に該当するか否かは、 業務の繁閑に伴う人員体制、代替要員の確保、当 該労働者が担当する業務内容、他の休暇請求者の 有無などを総合考慮して、個別に判断されること になる<sup>4)</sup>。つまり、従来の裁判例が「事業の正常 な運営を妨げる | かどうかの判断に際し念頭にお いてきたのは、当該労働者の不在によって時季指 定された期間に生じうる支障であったといえる。 これまでの裁判例では、約1カ月の年休の時季 指定をした記者に対して、代替要員の確保が難し いことを理由に後半部分の時季変更の適法性が認 められた例などがある<sup>5)</sup>。

これに対して、本件は、時季指定された年休期

間における当該労働者の不在から生じる支障を理 由とした時季変更ではない。Yが懸念したのは、 Xが結婚式に参加するために海外へ渡航し、新型 コロナウイルスに感染したという事実がYの社会 的評価の低下をもたらし、そのことが、経営状況 が危機的状況にあったYの事業継続に影響を及ぼ すことであった。原審および本判決はともに、X が新型コロナウイルスに感染する危険性が高まる ことによるYへの影響は事業の正常な運営を妨げ る客観的事情になるとする。しかし、当時、海外 渡航は国内で禁止されておらず、それにもかかわ らず、使用者が時季変更権の行使という形で、事 実上、労働者の海外渡航を禁止することが許容さ れるかについては若干の疑問がある。海外渡航が 問題となる以上、時季変更権の適法性判断で考慮 されてきた配慮の有無や代替要員の確保によって は解消されず、むしろ、Xが時季指定した期間に 年休を取らせることは可能であり、それが事業の 正常な運営を妨げるわけではない。本件は年休法 理の枠組みの問題ではなく、本来的には特定の期 間に海外渡航を(業務命令として)使用者が禁止 することの可否が問題になると思われる。

2 このことは、年休の利用目的との関係でも問題となる。時季変更権の行使にあたり、年休の利用目的を考慮しうるかについて明文の定めはなく、原審および本判決が引用するとおり、最高裁は自由利用原則の立場をとっている(国鉄郡山工場賃金カット事件・最二小判昭 48・3・2 民集 27 巻 2 号 210 頁、電電公社弘前電報電話局事件・最二小判昭 62・7・10 民集 41 巻 5 号 1229 頁)。

本件では、海外渡航を利用目的に含めうるかが 焦点となるところ、原審は、海外渡航を利用目的 に含めたうえで、「利用目的自体から……事業の 正常な運営に直接影響を及ぼすこととなるといっ た特段の事情があるとき」は例外的に考慮しうる として、新型コロナウイルスの感染によって生じ うるYへの影響は、利用目的を考慮する特段の事 情として許容されると判断していた。しかし、こ うした原審の判断枠組みは、年休自由利用原則に 例外を設ける一般論を展開するものであり、年休 権の保障との関係で問題があると批判されてい た<sup>6)</sup>。

これに対し、本判決は利用目的を結婚式参加に 限定することで、本件時季変更は利用目的の評価

とは無関係であるとし、また、利用目的の一部と 捉えるとしても、考慮されたのは海外渡航それ自 体ではなく、実施時期と感染リスクの増大である から、やはり利用目的の考慮とはいえないとす る。すなわち、新型コロナウイルスが蔓延してい ない他の時期であれば問題はなく、また、不要不 急の行動によって感染リスクを高める行為であれ ば、海外渡航に限らず時季変更の考慮対象になり うるということであろう。本判決は、労働者の年 休権に制限を加える原審の判断を否定するもので あり、その点では妥当であるとも思われるが、利 用目的の評価と無関係であると評価して良いかは やや疑問が残る。本件の場合、前述のとおり、「労 働者の指定した時季に年休を与えること! 自体は 可能であり、事業の正常な運営を妨げる事情とし て考慮したのは、当該時季の海外渡航にあるから である。そうすると、事業の正常な運営を妨げる 事情として海外渡航を考慮しつつ、利用目的の考 慮を否定するには、より整合的な説示が求められ るように思われる。

#### 三 合理的範囲内の行使

使用者は、時季変更権を行使するに際しては、 事業の正常な運営を妨げる事由の存否を判断する のに必要な合理的期間を超えて遅延させてはなら ず、速やかに行うことが求められる<sup>7)</sup>。そして、 本件時季変更権の行使が適法であるとしても、行 使時期につき権利濫用と評価される場合は違法と なりうる。

原審は、国内外で日々刻々と状況が変化する当時の社会情勢に照らし、前日になされた時季変更権の行使には合理的期間内にされたと認めうる特段の事情ありとしてXの請求を棄却していた。従来の裁判例では、時季指定した日に年休を取得できることが直前まで確定しない運用がなされていた場合、その範囲内であれば直前であっても合理的期間を超えた行使ではないとしたものや80、年休取得を承諾する旨の発言がある場合でも、追加年休の届出が認められていたとの事情から違法性を否定したものがある90。

これに対して、本件には上記のような事情はなく、2月末に道独自の緊急事態宣言が出され、新型コロナウイルス感染症に関連する報道が連日なされていたにもかかわらず、前日に時季変更権が行使されたものである。Yの時季変更権行使が前

日になったのは、BがXの海外渡航時期を誤って認識していたからであり、適切な対応について確たる基準のなかった当時の状況を踏まえても、もっと早い段階で時季変更の判断をすることは可能であったと考えられる。また、Xは2月下旬にBに直接本件年休取得について確認していることに照らせば、特段の事情を認めた原審の判断には問題があった。本件時季変更権の行使を権利濫用として不法行為を構成すると判断した本判決の判断は妥当である。

なお、本判決は、時季変更権の行使自体は認められるとしているため、結婚式に参加できなかったことによる慰謝料は損害の範囲に含めず、前日に行使された限度で不法行為を認め損害を限定している。しかし、先に述べたとおり、事業の正常な運営を妨げるかどうかの判断で海外渡航を考慮しながら、利用目的との関係では考慮しないとした判旨には疑問の残るところであり、本件時季変更権の行使が、年休目的を考慮してなされたものとして違法・無効と解する立場に立てば、損害の範囲はより広範なものになると考えられる。

- 1)原審の判例評釈として、竹内(奥野)寿「判批」ジュ リ1596号5頁。
- 2) 荒木尚志 『労働法 [第5版]』(有斐閣、2022年) 233頁。
- 3) 電電公社弘前電報電話局事件(最二小判昭 62・7・10 民集 41 巻 5 号 1229 頁)。
- 4) 『別冊法学セミナー 新基本法コンメンタール 労働 基準法・労働契約法 [第2版]』(日本評論社、2020年) 190頁 [柳澤武執筆]。
- 5) 時事通信社事件(最二小決平12.2.18 労判776 号 6 頁)。
- 6) 竹内 (奥野)·前掲注1)。
- 7) 菅野和夫=山川隆一『労働法〔第13版〕』(弘文堂、 2024年) 499頁。
- 8) 東海旅客鉄道事件(大阪高判令6.5.16 労働判例ジャーナル149号46頁)では、年休取得を確定させつつ勤務日5日前までに時季変更権行使を判断する運用をしており、5日前の時季変更権行使は違法ではないとされた。
- 9) 損害賠償請求事件(大阪地判令4・2・17LEX/ DB25591942)。「年休OKです。出ます」との発言は、 時季変更権の行使を放棄したものではなく、対象日の2 日前まで追加年休を届出ることが認められており、私傷 病や親族の弔事等の「優先度の高い事由による追加年休 の届出が生ずるなどして、急きょ年休を取得させること ができなくなることも想定される」として、前日の時季 変更は適法とされた。